災害のときの警備・BCP チェックリスト

地震・大雪・停電などの災害のときに、人と施設を守るために決めておくことのリストです。事業継続計画（BCP）や消防計画と照らし合わせ、警備会社と決めることは打ち合わせで確かめてください。

施設の名称		**BCP の担当者**	
確認した人		**確認した日**	

確認の欄の □ に ✓ を入れます。できていない項目は空けたままにして、メモの欄に担当と期限を書いておくと進めやすくなります。当てはまらない項目は「−」を書きます。

No.	確認すること	確認	確認日	メモ
■ 1　計画の土台				
1	守る建物・場所の優先順位を決めた	☐	／	
2	備える災害（地震・大雪・暴風雪・停電・大雨・火災など）を決めた	☐	／	
3	災害のときの対策本部の場所と、指揮をとる人・代わりの人を決めた	☐	／	
4	災害のときの対応に切り替える条件と、だれがどこに集まるか（参集の基準）を決めた（内閣府 事業継続ガイドライン）	☐	／	
5	防火管理者がいる建物は、消防計画とBCPの中身が食い違っていない（消防法第8条）	☐	／	
■ 2　人を守る（避難と安否）				
6	避難の経路と避難の場所を決め、図面と掲示で知らせている	☐	／	
7	来館者と従業員の避難誘導をだれがするか（従業員・警備員）を決めた	☐	／	
8	従業員の安否を確かめる方法と、結果をまとめる人を決めた（内閣府 事業継続ガイドライン）	☐	／	
9	帰るのが危ないときに建物にとどまってもらう判断と、そのための水・食料・毛布の備えを決めた（内閣府 事業継続ガイドライン）	☐	／	
10	冬の停電に備えて、暖房が止まっても過ごせる用品（毛布・カイロ・防寒着）をそろえた	☐	／	
■ 3　施設を守る（保全と二次災害）				
11	揺れのあとに確かめる場所（建物の傷み・ガラス・火の気・水漏れ・ガスのにおい）の順番を決めた	☐	／	
12	危ない区画への立ち入りを止めるやり方（ロープ・掲示）を決めた（内閣府 事業継続ガイドライン）	☐	／	
13	停電で自動ドア・電子錠・エレベーターが止まったときに、手で開ける出入口と開け方を確かめ、掲示した	☐	／	
14	非常用照明・通信機器・設備の予備の電源が、何時間ほどもつかを確かめた	☐	／	
15	人がいなくなった建物の施錠と見回り（盗難を防ぐ）をだれがするかを決めた	☐	／	
16	冬は、凍った非常口・屋根からの落雪・除雪後の通路の段差・暖房のまわりの火の気を確かめる	☐	／	
■ 4　連絡				
17	だれに・どの順で・何を使って連絡するかを決めた（電話がつながらないときの手段も）	☐	／	
18	緊急の連絡先の一覧を紙でも用意し、防災用品と一緒に置いた	☐	／	
19	携帯電話を充電する手段（予備のバッテリーなど）を用意した	☐	／	

No.	確認すること	確認	確認日	メモ
■ 5　警備会社と決めておくこと				
20	災害のときに警備員が担うこと（被害の確認・避難誘導・出入口の管理・見回り）と、担わないこと（消火や救助は消防、事件は警察）を分けた	☐	／	
21	施設の管理者と連絡が取れないとき、警備員がどこまで判断して動いてよいかを決めた	☐	／	
22	預ける鍵の範囲と、止めてよい設備・止めてはいけない設備を決めた	☐	／	
23	道路や交通が止まって警備員が着けないとき、施設の側で最低限することを決めた	☐	／	
24	警備員の安全を先にする条件（危ないときは向かわずに待つ）を決めた	☐	／	
25	災害のときに人を増やしたり時間を延ばしたりするときの扱いを、契約の段階で決めた	☐	／	
■ 6　訓練と見直し				
26	消防計画にもとづく消火・通報・避難の訓練に、警備員も加わっている （消防法第8条）	☐	／	
27	建物の変更・人の入れ替わり・冬の前に、計画を見直している	☐	／	

解説と出典の URL：https://l-security-lit.com/column/disaster-security-bcp　／　ほかの書式とチェックリスト：https://l-security-lit.com/downloads
出典（2026年10月28日に確かめました）：内閣府（防災担当）「事業継続ガイドライン」（令和5年3月）、消防法（第8条）（e-Gov 法令検索）

ご利用にあたって
このチェックリストは、一般的な項目をまとめた参考の書式です。L.SECURITY（合同会社LIT）が実際の業務で使っている書式ではありません。ご利用の際は、内容をご自身でご確認のうえ、必要に応じて専門家にご相談ください。このチェックリストを使ったことによる損害について、当社は責任を負いかねます。
このチェックリストは L.SECURITY（合同会社LIT・北海道公安委員会認定 第10001029号）が作成しました。https://l-security-lit.com